

報告第10号

令和5年度決算に基づく健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和5年度決算に基づく健全化判断比率を監査委員の意見を付けて報告する。

令和6年8月26日 提出

四條畷市長 東 修 平

健全化判断比率報告書

(%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	3.5	—
(12.96)	(17.96)	(25.0)	(350.0)

備考

1 ()内は、四條畷市の早期健全化基準を記載しています。

2 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合、実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、該当する健全化判断比率の欄に「—」を記載しています。